

平成二十四年二月二十四日提出  
質問第九十九号

地域において消防団が今後担うべき役割に関する質問主意書

提出者 橘 慶一郎

## 地域において消防団が今後担うべき役割に関する質問主意書

消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）は、第一条において、「消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする」と規定し、同法第九条において、市町村は、その消防事務を処理するために消防団を設けることができるとしている。消防団員は、通常は非常勤で、他の職業に従事しながら、地域の安全安心のために活動されており、火事・災害の際の出動では、危険を冒しながら地域住民を守って頂いている。今般の東日本大震災では多数の団員が殉職され、改めてその尊い活動を重く受け止めさせられたところである。相次ぐ災害の発生や、人口減少、少子高齢化の進展など、今日の地域を見舞う厳しい変化の下で、消防団が担うべき役割はますます重要なものとなってきているものと考えらる。内閣の現状認識及び見解について、以下五項目にわたり質問する。

一 消防団の役割として、火災の鎮圧に加えて災害の防除、被害の軽減も重要性を増しているものと思うが、消防庁の見解を伺う。

二 東日本大震災において、消防団員が多数殉職された事態に鑑み、団員の安全確保も重要な課題となつて  
いるものと思うが、消防庁の見解及び取り組みを伺う。

三 地域において、消防団員のなり手が不足しがちであるとの声も聴くが、消防庁の取り組みを伺う。併せて、一般職公務員の消防団への参加について総務省の見解を伺う。

四 地域において設立を促している自主防災組織と消防団との望ましい連携の在り方について、消防庁の見解を伺う。

五 消防団員の処遇及び公務災害補償については、その果たす役割に鑑み、できる限り手厚い対応が望まれるが、消防庁の見解を伺う。

右質問する。